

E i w a N e w s

会社法施行に伴う定款変更について

平成 18 年 6 月
(No. 011)

平成 18 年 5 月 1 日、会社についての新しい法律である「会社法」がいよいよ施行されました。従来の「商法」から大きく様変わりしたこの法律は、会社に関する実務の至るところに影響を与えることが予想されます。

これに対応するための定款の変更は、施行後に開催される株主総会決議によって行います。今回は、この定款変更についてご案内いたします。

[1]会社法における定款規定の重要性

会社法では、商法施行時よりも定款規定の持つ重要性が高くなりました。

会社の機関設計の多様化、株式に関する取扱い、株主総会や取締役会の運営・決議方法等、会社法の下では、定款の規定次第で会社ごとに行うべき実務が異なります。

変更決議を行わなくても、読み替え規定が働くという措置は施されてはいますが、決議をしないと導入できない新たな規定も数多く用意されています。

[2]読み替え規定

会社法の施行により、定款規定中、変更決議をしなくとも当然に読み替えがされる事項が、「整備法」と呼ばれる法律に定められています。

定款変更決議前に、株主・取引金融機関・官公署等から定款の閲覧・謄抄本の交付請求があった場合には、定款上の記載は商法時のままとして、読み替えが働く事項についての案内書を添えて対応することができます。

[3]会社法において新設された制度例

会社法において、定款に定めることによって新たに採用できることとなった制度例として、以下のものがあります。

① (相続人等に対する株式の売渡し請求)

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

② (株主総会の招集)

株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

③ (株主総会の決議の省略)

株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

④（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後10年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

⑤（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

今後も役員構成を変更する予定がない会社には④⑤、従業員・役員が株式の一部を保有しているオーナー会社には①②③⑤の導入が経営効率化に資すると考えられます。

[4]表現の変更

会社法で用いられる概念のうち、商法時とは表現が変更されたものが数多くあります。

新しい制度の導入に併せて、定款上の表現も、会社法で用いられているものに改訂することをお勧めします。

以下はその代表例です。

- | | |
|------------------|--------------|
| ①「発行する株式の総数」 | → 「発行可能株式総数」 |
| ②「営業年度」 | → 「事業年度」 |
| ③「代表取締役の選任」 | → 「代表取締役の選定」 |
| ④「役員報酬・賞与・退職慰労金」 | → 「報酬等」 |
| ⑤「利益配当」 | → 「剰余金配当」 |

会社法については、今後の E i w a N e w s でも隨時ご案内をさせていただきます。より詳しい内容をお知りになりたい場合は、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。